

田村智子の国会報告

第14号

議席の力を発揮し

夏に向けて全力で



皆様のあたたかいご支援に感謝しつつ、新しい年を迎えました。父の逝去そして母の1ヶ月半にわたる入院をへての新年、今まで以上に家族にも思いを寄せることができました。

親の介護、特に認知症の高齢者の介護は、多くの方々の切実な要求だと日々感じています。同時に、介護に直面したからこそ、家族がひんばんに連絡をとりあい互いを思いやることができたのだと実感しています。間近に迫る統一地方選挙でも、介護をはじめ暮らしの要求にこたえる政策を高く掲げ、日本共産党の議席の力が発揮できよう奮闘いたします。

1月末には、通常国会での論戦もスタートし、国会直後には参院選挙が控えています。外国人労働者の受入れで人手不足を補う、消費税増税で予算を確保する――その道の先に希望は見えてきません。短絡的な政策を「官邸発」でごり押しし、もはや大きなビジョンを示すことができないのが、今の安倍政権ではないでしょうか。

国会の中では、野党合同の省庁ヒヤリングが昨年12月28日で167回を数えました。この共闘を参院選挙につなげるべく、様々な努力が党議員団の中でも続いています。安倍政権を倒すという旗のもと、憲法をまんなかに、市民と野党は共闘できる！この決意を胸に夏に向けて全力疾走でがんばります。

日本共産党
参議院議員

田村智子

国家戦略特区の検証抜きの外国人労働者受入

臨時国会で問題となった外国人労働者の受入れに関わる問題は、国家戦略特区でも度々審議されてきました。

農業では2017年通常国会で国家戦略特区での受入を解禁。ガイドラインで国の関係機関と自治体で構成される「適正受入管理協議会」が外国人を受け入れる特定機関や就業先企業を巡回指導、監査をすることとし、特定機関・就業先企業に定期報告を義務づけています。

2017年8月25日の国家戦略特区ワーキンググループでは、農水省、法務省、厚労省が農業分野への外国人労働者の受入の全国展開は戦略特区での状況をふまえて検討が必要と述べています。

12月6日の内閣委員会で私は、「農業支援外国人受け入れがはじまったのは今年の10月で、愛知県で12人しか受け入れていない。報告、巡回指導も監査もまだおこなわれていない。これでどうして農業で全国的に外国人を受入れる、

法案が提出されるのか」と追及しました。また、特区での巡回指導監査等の枠組みが新たな受入ではおこなわれないことも指摘。村上敬亮内閣府審議官は「新制度は特区の取組の全国展開と捉えることができる、段階的に移行することを検討」と答弁しました。私は2017年の法案の審議では「人手不足は深刻だけれども人権侵害があつてはいけない、労働者を使い捨てるようなことがあつてはいけない」と与党からも質問があり、特区の制度が作られたと指摘。このままだと、本来規制緩和のための特区が一番規制がきつくなると批判しました。



外国人労働者野党合同ヒアリングにて (12/26)

安倍政権が進める企業主導型保育の見直しと 待機児童問題解消のため保育士の処遇改善を求める

世田谷区で企業主導型保育所が保育士いっせいで退職によって休園したことが問題となりました。政府は待機児対策の柱として、大々的に整備を進めてきましたが、定員に対する充足率が低いなど様々な問題が明らかになっています。

11月15日の内閣委員会で、この問題をとりあげました。制度を所管する内閣府は、企業主導型保育が実際にどれだけ利用されているか把握していません。世田谷区にお話を聞いたところ、企業主導型保育の事業者からの事前の相談はなく、待機児童が多いという先入観で建設を決めるが、実際には入所希望者が集まっていない。自治体の関与や情報共有が不十分なまままで事業が進められることに危機感を覚えるなど、厳しい意見があったことを指摘。

宮腰少子化担当大臣は事業をおこなっていく上で現状を把握することは極めて重要で事務方に指示をしたことを明らかにし、自治体との連携について検討をしていく

と答えました。

私は自治体が保育所を設置するときには事業者の役員の面接や実際の保育を確認しているのに対して、企業主導型保育はネットで申請するのが原則で面談などおこなわれていないと指摘し、企業主導型保育事業の新設をやめ制度を抜本的に見直すよう求めました。

●待機児問題解決のためにも保育士配置基準見直しと処遇改善を！

保育士不足から受入人数を減らさざるを得ないなど保育士の確保が待機児童問題の解消にとって大きな課題となっています。

11月27日の内閣委員会でこの問題を取り上げました。2000年以降の保育士給与の低下は委託費の「弾力運用」などの規制緩和や官から民へのかけ声で官民格差是正措置を縮小したためであり、政府がおこなってきた処遇改善対策は、この低下を補うには不十分であることを指摘。抜本的な処遇改善を求めました。

また名城大学の蓑輪明子准教授

らの調査を取り上げ、給与だけでなく保育士は休憩・有給休暇が取りにくく、残業時間も多いことが労働への満足度を引き下げ、離職の要因となっていること、職員配置基準の上乗せがこれらを改善することを指摘。そのために、給与の改善だけでなく、配置基準の見直しを強く求めました。

また、幼児教育の無償化について5年間は認可外保育指導監督基準に違反する施設でさえ対象にしますが、「安全が保障されているか怪しいところにも政府がお墨付きを与えることになる」と批判し「事故が起きてからでは遅い。悪質な事業者を排除できる仕組みをと強く求めました。」



保育士の配置基準・処遇の見直しを求める(11/27)

片山さつき地方創生相の 政治資金問題を追及

初入閣した片山地方創生相は就任後直後から複数回にわたって政治資金収支報告書を訂正。しんぶん赤旗日曜版がこの問題で、会計責任者は政治資金規正法違反の名義貸しをしているとスクープ。私は、赤旗とも連携して、11月15日の内閣委員会で片山氏に対して追及しました。

また、片山氏は11月の内閣委員会で、「訂正はこれ以上ない」と断言しましたが、直後に4回目の訂正をおこないました。これ以外に赤旗の調査では2013年以前にも収支、収入不記載があることが判明、繰越金に影響があるため、政治資金報告書の訂正が必要です。12月6日の内閣委員会で片山氏は4回目の訂正について謝罪をしましたが、過去の繰り越しについて「確認することが不可能な状態」と苦しい答弁。「訂正しなければ虚偽記載に当たる、曖昧は許されない」、通常国会までに辞任し、信頼回復に努めるべきだと求めました。

国家公務員の超過勤務 客観的な把握を

11月22日、内閣委員会での質問で、「国家公務員の超過勤務問題」について取り上げました。

人事院は、人事管理に関する報告書では、「超過勤務の縮減に取り組んでいく必要がある」としています。他律的な業務の多い職員に対しては、月100時間かつ年720時間などとしているほか、重要法案の立案など公務の運営上やむを得ない場合にはこの上限もなくせるものとなっています。「民間事業所は月100時間以上の時間外労働が認められないのに、国家公務員にはこの規制すらない。こんな内容を人事院規則としてはならない」と政府に迫りました。

また、厚労省が民間事業所に示している「労働時間適正把握ガイドライン」では、「タイムカードやICカードなどの客観的な記録による勤務時間の開始・終了時間の把握」を原則としています。

その一方で国家公務員職場ではタイムカードはありません。出勤簿に印鑑を押す、残業時は在庁時

間管理簿を上司に提出するといった手法がいまだに勤務時間把握とされています。

霞ヶ関国家公務員労働組合共闘会議の残業実態アンケートでは、「超過勤務手当が全額支給されている」との回答が半数程度しかないことを示し、さらに人事院による各省庁別の在庁時間のサンプル調査をもとに年間在庁時間を試算したところ、実際に支払われた超過勤務手当の時間数とで大きな乖離があることを挙げ、「国家公務員には不払い残業があるのでないか」と追及しました。

宮腰光寛公務員制度担当相は資料に対するコメントをさけ、「超過勤務命令に従い、超過勤務手当を支給することとなっている。」と答弁。

私は、国家公務員は業務が時間内に終わらなくても「管理者が（残業を命令せず）帰るように促していれば、不払い残業が合法化される」と厳しく批判しました。

民間事業所へのガイドラインでは、「残業時間の適正な申告を妨げてはならない」と示していることを挙げ、民間と同様の措置をとるよう求めました。

徹夜国会の深層 —— 議運理事会レポート

12月7日、臨時国会最終盤の本会議は、農水委員長および法務委員長長の解任決議案から始まりました。審議が不十分のまま法案採決を強行しようとしたためです。自民党は発言時間制限の動議を出し、与党と維新の数の力で押し通しました。このやり方は、秘密保護法の強行から始まった野党の発言封じ込めの手法です。

抗議の意を込めて、立憲民主党と自由党の議員は制限時間を超えて決議案の趣旨弁明を行いました。各党の議運理事は演壇の横に集まり場内協議に（議事に何か問題がある時に、議事を進行したまま議運理事が協議をする、これは本会議場ではよくある光景）。

ところがこの場内協議の最中、自民党の理事が激昂し、「早く発言を終わらせろ」と大声でわめき、ついには立憲の理事の肩をつき、与野党の理事が割って入る事態に。さらに「冷静にならなければダメだ」と声をかけた私に、「騒ぎにすればいいんだ」と発言したので

、昼過ぎに本会議が休憩となり、別室で議運理事会が再開。「時間を守らないのが悪い」などの意見が出されるなかで、私は誰よりも厳しく批判しました。「議事に問題が生じた時こそ、議運理事が民主的な議会運営になるよう努力すべき。暴言、暴力的行為を本会議場で、つまりは国民の前で行うなど絶対に許されない」——どう対処するかと迫る野党に、自民党は党内で検討したいと申し出て、議運理事会は長い休憩に入りました。

私の指摘を否定できず、問題を起こした理事は議運委員を辞任。本会議が再開されたのは夜7時過ぎとなりました。

議会で多数をとっていれば何をやってもいい、この自民・公明の暴走は国民世論を恐れているからに他なりません。同時に暴走を止めるには暴走勢力を少数にするしかないこともいつそう明らかになりました。夏の参議院選挙で与野党逆転目指してがんばります。

理化学研究所の非常勤職員雇 い止め問題のシンポジウム

理化学研究所で、3月末の非常勤職員345人の雇い止めを撤回させ、労働契約法に基づく無期雇用転換の道を開いたたまたかの教訓を学び、今後につなげるため田村智子事務所と党和光市委員会は11月21日に理研労働組合を招き和光市でシンポジウムを開きました。

理研の研究者や職員、地域の労働組合関係者など予想を超えて100人の参加がありました。

理研労の金井保之委員長は、「当事者の非常勤職員が立ち上がった記者会見などで実情を訴え、幅広い労働組合と連携し、田村議員などの国会質問で理研に外圧を加え、雇い止めを撤回できた」と報告。「就業規則にある事務系5年、研究系10年の契約上限を撤廃するまでたたかうので、支援をお願いします」と呼びかけました。

私は、「独立行政法人の雇い止め対象者数を調査した。理研労の会員の当事者の生の声が合わさり、力になった」と、現場のたまたかと国会質問によって事態を動かすことができることを強調。人件費



シンポジストの皆さんと(11/21)

などに充てる国の運営費交付金が削減され、主要国で日本だけが論文の量も質も低下しているおり、「人を大切にしてこそ科学・技術も発展する」と訴えました。

会場からは理研非常勤職員の男性の「研究系10年の契約上限が2023年にくるが、どうすればいいか。国は人件費の予算を割り当ててほしい」との発言も。私は、「いまから正規雇用を求めて動きだすことが大切だ」と答え、国会でも予算確保等を求めてたたかうことも約束しました。

ほかにも「学校教員にも臨時教員が多い。正規化の運動が必要だ」「無期転換ルールの抜け穴対策も野党共闘ですすめてほしい」など

の発言もあり、新たな課題も見えてきました。

終了後、ツイッターをみて参加した理研以外の独法職員から、労働組合を作りたいと思っていると相談を受けるなど、非正規職員の正規化や処遇改善の戦いを広げることの重要性を改めて認識する取り組みになったと思います。

ベトナム訪問記

12月16〜22日、参議院重要事項調査団の一員としてベトナムとタイを訪問し、主に「外国人材の新たな受入れ」に焦点をあてて視察・懇談を行いました。

「お客様、おはようございます」、若者たちが一斉に声をあげました。ベトナムの短期大学に設けられた高等専門(中卒)コースの学生たちです。「日本でどんな仕事をされるのですか?」と女子学生に声をかけると「プラスチック加工です」。

その目の輝きには、日本へ行く期待があふれていました。20才前後の若者たちです。雇い入れる企業は、ここに来て彼らの期待に直接触れてほしい、そう思えてなりませんでした。

建設短期大学では、九州の建設コンサルティング会社との協定でつくられた教育コースを視察。日本語と型枠工法の実習を行います。型枠はベトナムでは使われておらず、まさに日本で働くための教育。建設業での労働力確保はこまできていくのかと驚きました。一方で、日本と言う厚労副大臣との会談では、ベトナムも少子化が進んでおり新規就労人口は大きく減っている、日本に送り出すのは、技能を身につけベトナムの産業発展の力にするためだと言います。果たして、人手不足をベトナムからの労働力に頼ることができなのか、日本に来た若者たちの人生は、そして日本の技術継承はどうなるのか、宿題をたくさん背負った帰国となりました。



ベトナムの日本語学校を見学(12/17)